

自社株式の承継対策は大丈夫ですか？

特例事業承継税制の事業承継計画提出期限は令和6年3月31日迄です！

非上場会社の事業承継対策で一番重要な課題となるのが「**自社株**」です。特に自社株式の評価額が高い場合、事業承継とともに**相続税**についても考える必要があります。本セミナーでは、自社株対策を検討する上で重要となる「**特例事業承継税制**」について、事例を交えながらわかりやすく解説していきます。

特例事業承継税制セミナー

開催日

4月26日(水)

開催時間

13:30～16:00

セミナー概要

- 1 自社株式とは
- 2 特例事業承継税制とは、一般事業承継税制との違い
- 3 納税猶予のメリット、デメリット
- 4 特例事業承継計画策定の仕方、記載例
- 5 特例事業承継税制適用事例

制度の適用については、会社及び個人の財産、ご家族の状況も含め検討する必要があります。新経営サービス清水税理士法人では、特例事業承継税制も含めた包括的な事業承継対策を一緒に考えております。

受講料
無料

希望者には個別相談も受け付けています
ご希望の方は直近の決算書をご持参ください

新経営サービス清水税理士法人 相続承継部門

075-343-0870

<https://souzoku-kyoto.jp/>



税理士の業務は幅広く、得手不得手ができてしまうことがあります。顧問税理士からのアドバイスが少ない場合でも、当セミナーにてなにかお力添えさせていただくことができましたら幸いです。